

平成24年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月10日(月)～17日(月) 8日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	10	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	11	火	考 案 日		
第3日	12	12	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	13	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	14	金	議会運営委員会	午前9時30分	・議会運営について
				本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・議案の撤回請求について ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
				総務建設常任委員会		・付託案件審査
				予算審査特別委員会		・付託案件審査
第6日	12	15	土	休 会		閉 庁
第7日	12	16	日	休 会		閉 庁
第8日	12	17	月	総務建設常任委員会	午前9時	・発議案件について
				議会運営委員会		・議会運営について
				本 会 議		<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成24年12月10日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 3番 , 4番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
47	専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕	予算審査 特別委員会
48	篠栗町都市公園条例の制定について	総務建設 常任委員会
49	篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
50	篠栗町下水道法施行条例の制定について	総務建設 常任委員会
51	篠栗町水道法施行条例の制定について	文教厚生 常任委員会
52	篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
53	篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
54	篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
55	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
56	福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
57	福岡県市町村災害共済基金組合の解散について	総務建設 常任委員会
58	福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について	総務建設 常任委員会
59	平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算審査 特別委員会
60	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成24年12月12日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	12番	荒牧 泰範	議 員
2.	10番	阿高 紀幸	議 員
3.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
4.	2 番	飯田 浩二	議 員
5.	4 番	横山 久義	議 員
6.	8 番	松田 國守	議 員
7.	5 番	大楠 英志	議 員

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成24年12月14日(金) 午前10時開議

- 第1, 議案の撤回請求について
- 第2, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第3, 議案の委員会付託

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
61	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成24年12月17日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)
〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕
- 第2, 議案第48号 篠栗町都市公園条例の制定について
- 第3, 議案第49号 篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第4, 議案第50号 篠栗町下水道法施行条例の制定について
- 第5, 議案第51号 篠栗町水道法施行条例の制定について
- 第6, 議案第52号 篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第53号 篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第54号 篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 第10, 議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 第11, 議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 第12, 議案第59号 平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第13, 議案第60号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14, 議案第61号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15, 選挙案第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 第16, 発議第2号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17, 発議第3号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第18, 発議第4号 篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月10日(開会)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成24年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査報告は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において3番、今長谷武和議員、4番、横山久義議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から12月17日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第47号から議案第60号までの14議案と、ほかに選挙案1件でございます。

それでは、議案第47号から議案第60号までを一括議題といたします。

町長に、一括して各議案の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 本日は、第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして、3期目就任の御挨拶を申し上げます。

先の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様方の御支援をいただき、これから4年間、町長として職務を担うこととなりました。投票率が低かったとはいえ、8割以上の御指示を得て、3期目の任に当たることになりましたことは、これまで2

期8年間、私が行ってきました町政の方向性が間違っていなかったことの御評価をいただいたものと受けとめております。しかしながら、有権者全体の7.5%ととはいえ、御批判の票をいただいたことをしっかり受けとめて、これまで以上に町長職という職責の重さを感じつつ、職務を遂行してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は、4年前の平成20年議会第4回定例会の開会挨拶の中で、2期目への思いとして、混迷の時代だからこそ、我が篠栗町が7割の山々や変化に富む谷が囲む特徴ある地形を生かして、新たな個性を創造する絶好の機会であると述べました。その思いを実現すべく、私は、6項目の政策目標とそれぞれに三つの具体的な詳細目標を掲げ、実行してまいりました。そして、それらの政策目標が一定の成果を生んだと確信しております。

3期目では、都会の雰囲気、田舎の趣を持った「ささぐりの新しい個性の創造」を目指して、10項目の政策目標を掲げました。私の町政にかける思いは、平成16年以来、一貫してありまして、そうした意味からも、「子育て支援のさらなる充実」、「お年寄りとともに進める健康第一の福祉政策」、「環境・健康・観光の融合」、「校区ごとの地域共同体づくり」など、2期目に掲げました政策と重なる点もあります。

3期目に新たに掲げました政策目標は、「駅前自由通路建設で利便性を向上」、「都市計画マスタープランの見直し」、「環境・農業関連企業の誘致」、「荒廃森林・耕作放棄地対策」、「山間地域の住環境整備」、「バイオマス政策のさらなる推進」の6項目であります。こうした政策を4年間の中で計画的に実施、あるいは実施に向けた道筋をしっかりと立てていくことが重要でございます。粛々と取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

現在行われております衆議院総選挙後には、新たな国の体制がスタートいたします。リーマンショック以降の世界的な景気後退局面が続く中で、昨年の中東大震災と福島原発事故という我が国固有の要因も重なって、なかなか将来に対する不透明感が一掃されません。こうした状況のもとで誕生する新政権には、長期的デフレからの脱却と安定的な経済成長政策を期待したいものであります。

さて、そうした将来に向けた各党の政策の中で、一部議論されておりますのが道州制実現に関する動きであります。

国、県等の行政機関を現在よりスリム化しようとする考えには賛同いたしますが、我々市町村を30万人規模の自治体に再編し、もって基礎自治体とするという考え

には即座に賛成しかねます。

現在、一部の政党で制定を目指して検討が進められている「道州制基本法」の骨子には、市町村という呼び方が消え、基礎自治体という表現になっておりますが、これはまさに全国1,700余りの市町村のうち政令市、特例市を除く市町村を合併していくような動きになる危険性をはらんでいると言わなければなりません。

特に、町村においては、今後の動きには、その存亡にかかわることになると考えられますので、我々は、基礎的自治体としての町村の価値、役割・使命をしっかりと訴えていかなければならないと考えております。

町村自治への思いの強い大森彌先生は、雑誌ガバナンス11月号に、「小規模市町村は、住民の顔が見える環境を大切にし、ヒト、モノ、カネの地域循環を促進し、成長経済中心から身の丈に合った持続可能型経済中心へと暮らしのあり方、つまり食と農、エネルギー、生活支援などでございますが、そのあり方を自立して形成・維持していくことを通して、「小さな自治」を守っていく以外にはない」と持論を展開していらっしゃいます。私も全く同意見であります。

これからの自治は、自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手でという「自治意識」のもとに、職員初め住民の皆さんが進んで汗をかき、その取り組む行動と過程、結果にみずから喜びを感じる、そうした行動と結果の積み重ねによる持続可能な発展であると考えます。こうした行動の積み重ねを「新しい公共」という言葉で表現され始めております。

まさにこれからの時代、これまで取り組んできた「協働のまちづくり」から一歩前進して、自治の意識を心に強く持った「新しい公共」の概念に基づいた、職員と住民の皆さんの行動の積み重ねこそ、身の丈に合った持続可能な暮らしを実現するまちづくりへとつながるのではないかと考えております。そうした「新しい公共」への思いを込めて、これから4年間の政策の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、こうした取り組みを実現していくためには、何よりも議会の皆様の御理解なくしては成り立ちません。これまで以上に、行政のチェック機関としての機能を果たしていただきながら、篠栗町の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明をいたします。

本定例会に提案いたしております議案は、議案第47号から議案第60号までの14議案であります。

議案第47号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」であります。

本議案は、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月20日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、衆議院の解散による国政選挙の執行に迅速に対処するため、平成24年度一般会計予算を歳入歳出それぞれ767万8,000円追加するものであります。

議案第48号から議案第52号までの5議案は、いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、関係法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、議案第48号「篠栗町都市公園条例の制定について」は、町が設置する公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第49号「篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

議案第50号「篠栗町下水道法施行条例の制定について」は、公共下水道の構造の技術上の基準及び排水施設の構造基準並びに都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定めるものであります。

議案第51号「篠栗町水道法施行条例の制定について」は、水道事業布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定めるものであります。

議案第52号「篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について」は、町営住宅及び共同施設の設置及び整備に関する基準並びに入居基準を定めるものであります。

以上が、地域主権一括法関連によるものでございます。

続きまして、議案第53号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第54号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案は、いずれも災害対策基本法が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、防災会議の所掌事務に、「町長の諮問に応じて防災に関する

重要事項を審議し、町長に意見を述べること」を追加するもの及び防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者及び学識経験者」を追加するものであります。

議案第 55 号は、「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、立体駐車場の使用料精算方法について、非接触型 I C カードの導入により利用者の利便性の向上を図るとともに、一部使用料を見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、プリペイカードの発行に関する規定を削り、非接触型 I C カードの利用に関する規定を追加するもの及び駐車時間 3 時間以内の駐車料無料の取り扱いを廃止するものであります。

議案第 56 号から議案第 58 号の 3 議案は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う諸手続に係るものであります。

議案第 56 号「福岡県市町村災害共済基金組規約の変更について」は、当該組合の解散に伴う事務の承継について組規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 57 号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散について」は、当該組合において、災害に関する費用に充てるため、県内市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について」は、当該組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、予算の説明をいたします。

まず、議案第 59 号「平成 24 年度篠栗町一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

本議案は、平成 24 年度篠栗町一般会計予算に、歳入歳出それぞれ総額 5 億 9,887 万 1,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 109 億 1,548 万 3,000 円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方特例交付金におきまして、減収補填特例交付金 425 万 6,000 円を追加、財産収入におきまして、福岡県市町村災害共済基金組合還付金 5 億 6,492 万 5,000 円を追加、土地売却収入 2,261 万 6,

000円を減額、そのほか普通交付税5,132万9,000円などを追加計上しております。

歳出の主な内容につきましては、総務費におきまして、立体駐車場機器リース料30万円を追加計上し、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う還付金を基金へ積み立てるため、5億6,492万5,000円を追加計上しております。

民生費におきましては、後期高齢者負担金の額が確定したため、1,006万3,000円を追加計上しております。

土木費におきましては、道路橋梁費の中町津波黒線測量委託料230万円、一の瀧線調査委託料170万円を追加計上し、一の瀧線の工事請負費を河川の護岸工事終了後に延期するため、1,200万円減額計上しております。

教育費におきましては、横穴墓遺跡測量調査委託料47万7,000円を追加計上しております。

公債費におきましては、起債の元金及び利子の償還金を2,924万4,000円追加計上しております。

そのほか人事異動に伴う人件費186万2,000円を追加計上しております。

次に、議案第60号は、「平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計に歳入歳出それぞれ1億3,636万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億9,854万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、諸収入におきまして、多々良川流域下水道維持管理負担金の剰余金の返還を受けるため、1億6,096万円を追加計上しております。

町債につきましては、借入額の減少により、下水道事業債を2,460万円減額しております。

歳出の主な内容につきましては、平成23年度に借り入れた地方債の償還方法及び利率の変更に伴う公債費245万7,000円を追加し、先ほど申し上げました返還金の一部を下水道事業基金へ積み立てるため、基金費に1億3,390万3,000円を追加計上しております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第47号から議案第60号までの14議案と選挙案1件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第48号から議案第58号までの11議案につきましては、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

また、議案第47号及び議案第59号並びに議案第60号の予算関連3議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会の正副委員長については、議長が指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、7番、阿部寛治議員、副委員長に1番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

また、選挙案第2号については、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、規則1件につきましては、所管の総務建設常任委員会にて報告を受けていただき、報告4件については、14日の予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思っております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時17分

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月12日(一般質問)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。本日は全員出席で、会議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願いをいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いをいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページにございます注意事項も厳守していただきますよう、お願いをいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は7名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可します。

質問順位1番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） おはようございます。議席番号12番、荒牧でございます。町長に2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、自由通路の早期実現を願うということで、私は、議員就任からこれまで篠栗駅周辺の再開発とJRの線路による南北分断解消を訴え続けてきましたが、膨大な費用が必要なために、現在のところ実現に至らず、なかなか厳しい道のりと思っておりました。

町長は、先日の選挙において見事に勝利をおさめられ、3期目のかじ取りを任されることになりました。この選挙期間中に、町長の後援会が発行された討議資料に自由通路の構想が記載されておりましたが、現在のところ、どのような構想をお持ちで、どの時点での実現を目指しておられるのか、お尋ねいたします。

加えて、将来的には車での横断をする必要があり、車道と線路を立体交差させる時のことも考え、クリエイト篠栗前に町が用地を取得されておりますので、そのときに車道と自由通路が整合性のあるものとなることが望ましいと思いますが、そこまで踏み込んだ青写真をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

2点目に、超小型車導入の考えはということで、国土交通省は、超小型車の認定制度を来年1月から導入すると発表しました。この車を走らせるためには、道路運送車両法基準緩和の条件に使用する道路に制限がかかり、その使用範囲は各自治体が運輸局に申請し、認定されることとなっています。

高齢化時代に突入し、近場を移動する高齢者の使用も考えられますし、町の狭い道路事情も考え、ぜひ申請をしていただきたいと思います。

そして、何より観光のまち篠栗をうたい文句にしている我が町としては、いち早く購入し、セラピー基地間の移動や観光ナビを搭載して、来町者への貸し出しなど集客の1アイテムに加えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、町長にお尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。まず、荒牧議員の御質問にお答えいたします。

自由通路の早期実現を願うという御質問につきましてでございますが、JR篠栗駅と軌道によって南北に分断されている駅周辺地域においては、議員からもお話がありましたように、これまで町では、駅利用の利便性の向上も含め、南北アクセスの改善のために駅の橋上化、駅北改札口の新設といった方策を提案し、JR九州と協議して取り組んでまいりましたが、いまだ実現困難な状況が続いております。

今回の自由通路構想といいますのは、現在、駅西側にある跨線橋が老朽化しておりますので、これにかわるものを駅東側に設置しようというものでありまして、大まかなイメージといたしましては、幅員をこれまでの倍の4メートル以上にいたしまして、南北それぞれにエレベータを備えた上で、クリエイト篠栗、立体駐車場とも接続を行い、駅北側から駅舎にも、役場にも行きやすい歩行者専用道路というものを考えているところでございます。将来、駅が橋上駅になったときには、その通路から駅舎につながられるようにと考えております。

これまでの取り組みとは異なり、駅の施設とは切り離しての建設を考えておりますので、関係各方面との協議次第といった面があることは否めませんが、私は、できるだけ早期に実現したいと考えております。

また、財政面におきましては、これを実現させるためには、現在、補助率が55%である国の社会資本整備総合交付金制度の活用が不可欠であると考えておりま

すので、まずは当該制度での認定を目指して取り組みを進めてまいります。

当該制度の認定要件といたしまして、自由通路とそれに付随する施設の都市計画決定を行うなどの手続が必要となってまいります。また、軌道をまたぐ施設であること、駅北側の自由通路と接続する歩道、送迎用の車やバスの転回に必要なロータリー、駐輪場等を確保するための土地をJR九州から購入しなければならないことなどから、JR九州とはこれまで以上に緊密な協議を行いまして、理解を求めていかなければなりません。

国・県・JR等との協議を速やかに進めていくためには、まずたたき台となる基本計画の策定が必要となりますので、年明け早々にも補正予算を編成いたしまして、計画策定に着手したいと考えております。

また、御指摘がありましたクリエイト前の土地と車道の立体交差のお話がありましたが、先ほど申しましたように、今回の自由通路構想は、駅東側に歩行者専用道路を設置しようというものでありまして、車道の立体交差については、今回の構想の中には含めておりません。

なお、他の市町村での同様な自由通路建設の取り組みを行っている例を見ていきますと、最短でも4年を要する事業のようでございますが、できる限りのスピード感を持って進めてまいり所存でございます。

2番目の御質問、超小型車導入の考えはという御質問について、お答えいたします。

超小型車の認定制度は、11月22日に国土交通省から発表されまして、12月21日までの期間で、現在、パブリックコメントの募集がなされて、来年1月には交付・施行が予定されております。

荒牧議員が言われますように、その使用範囲は、地方公共団体もしくは地方公共団体が設置する協議会が地方運輸局の認定を受ければ、高速道路等を除き特定の地域での超小型車の走行が可能になり、高齢者や観光客の足の確保等で活用が期待されるところでございます。しかしながら、この超小型車の運行に際し、地方公共団体等によっては、交通安全等が図られている地域であることが条件とされておまして、その道路環境をいかに整備するかが重要となってまいります。また、速度が遅く、渋滞の原因となり得ることや大型車から見えにくいことなども懸念される課題でございます。加えて、歩行者や自動車との想定外の事故が起こるおそれもありまして、いかに走行上の安全を確保するかが課題となってまいります。

一定の地域の認定ということになれば、かえって不自由な乗り物となることも想

定されます。よって、超小型車の認定制度の導入並びに購入による観光客などの来町者への貸し出しにつきましては、どのような条件を満たせば、本町にとって有用な施策となり得るのかを考慮いたしまして、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 町長、1問目のは僕が勘違いしておりまして、駅に付随するものではなくして、あくまでも町の自由通路ということではよろしいんですか。そうすると、古賀筑紫野線ですが、どちらかという、あちらに産業道路というか、流れをとられてしまっていますんで、やっぱり町の真ん中を南北で通す道というのは、将来的に必ず必要な道であろうと思いますんで、何事も初めの一步が大事で、自由通路1個で4年かかるという、こんな道ってなるといつになるかわからない。わからないけれども、やっぱり構想は必要だと思うんで、ぜひ青写真をかいていただきますように要望しておきます。

2点目、超小型車は、さすがに私も気がつきませんで、もし歩行者の方たちを含めて事故に巻き込まれるという危険性をはらんでおるとなれば、導入はいかがかなと思いますが、そのあたり研究していただいて、これもまた要望ですが、済みませんが、やっぱり町としてはキャラクターと呼ぶというのも大事ですが、今あるものをいかに見ていただくかという手段も大事だと思いますので、その導入も加えて計画していただきますように、勘案していただきますように要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

それでは、質問順位2番、阿高・幸議員。

○10番（阿高・幸君） 議席番号10番、阿高でございます。

通告書の中に2の8ページ、28年度の数字と29年度、30年度の数字が若干変わっていますので、お知らせします。

28年度6億5,400万円、それから29年度4億4,500万円、それから30年度4億2,800万円ですね。訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

三浦町長、3選目の当選、おめでとうございます。これから任期4年間、町民との融合を図りながら、町の発展と住みよいまちづくりを行政改革を進めながら、今後、頑張ってください。

まず最初に、今後の財政運営について質問したいと思います。

今回の町長選挙において、財政についての政策議論がなかったのは過去初めてだったと思います。相手候補が、ばらまき福祉をアピールされておりましたが、その原資である財政の説明もされず、今、町の負債が、平成23年度末で99億8,800万円もあるのに、政策課題に上がらず、財政の論争になれば町民の関心も高まり、投票率も伸びたと思いますが、相手候補の政策討議資料は誰が作成されたのか、意図的だったのか、残念であります。それでは、本題に移ります。

さきに述べましたように、今、町の借金が99億8,800万円あります。三浦町長になって8年になりますが、当時平成16年度末で130億4,300万円の借金がありましたが、平成23年度末で99億8,800万円になったことは、約30億6,000万円減らされたということでございます。減ったことは事実でございます。

私は、9月の定例議会での問答を聞いて、情けなく思いました。130億円以上の借金があったのが99億8,000万円近くまで減ったことは、これは直視しなければなりません。私は、議員になって13年8カ月になりますが、当時、町の借金は71億円、元町長に引き継がれる前は約36億4,000万円でした。元町長になって約94億円増加しました。私は、それが悪だとは思っておりません。確かに、元町長は国の施策の流れに乗って、45%という補助金の高い事業債を使って、他のまちに誇れる施設を建設されたことは、私は認めます。私は、ただ短期年度、平成11年から15年まででこれだけの事業をされたことが、今になって29年度以降の借金返済を苦慮しているのであります。私は、当時の議員として猛省をしております。

当時、町長としての町債の償還にも、理論償還や繰上償還など、また借りかえで随分考えられたと思いますが、今、これだけの町債、借金があるということは現実でございます。

三浦町長、私は、理論償還も15年を30年に延ばしたりして、次の世代に負の遺産を残してはいけません。今、町の財政がほかのまちより健全であるなどという思い込みは決してするものではありません。基金を取り崩し、また繰上償還をし、また借りかえを行い、3年間返済猶予措置などによって、健全財政数値というものは、そのときの状況によって変わります。これが一般企業だったら、銀行はお金を貸してくれるどころか倒産の状態であります。これはどこの自治体も同じようですが、それを国が補償してくれるからという甘えは決して許されません。今の国の状況では、今後の財政を考えますと、これからの交付税算入見込額も数字は多少変わ

ってきていると思いますが、平成24年度で9億6,200万円、25年度で9億8,900万円、26年度で10億1,400万円、27年度で8億1,200万円、28年度で6億5,400万円、29年度で4億4,500万円、30年度で4億2,800万円、大きく減っていきます。一般財源投入額も、下水道会計、下水道事業債も含めると、年度支払いは幾らになりますか。また今後、繰上償還など基金を取り崩しなどして償還できるのか、答弁を求めます。

次に移ります。

乙犬切通線・中園線改良工事が10年もかかった遅延の検証と、クリーンパーク次期更新施設の今後の協議についてお尋ねいたします。

私は、ことし6月、9月の定例議会でのこの問題についての一般質問に憤りをおぼえます。どうしてこの道路改良工事が大幅に10年もかかったのか、その検証をしたいと思います。

まず、地元地域の皆様のここの改良工事が大幅におくれたことに対しておわびを申し上げ、また御協力を賜りましたおかげで工事が完了したことを深く感謝しております。

このクリーンパークわかすぎ、RDF立地について、当時、私は乙犬の副区長で、地元対策委員会の書記長をさせていただいておりました。そのときのいろんな意見などを記録しております。そのことを踏まえて質問したいと思います。

まず、大幅におくれた原因、1、道路改良の道路線引きであります。地権者や地域の方の中には、この線引きはおかしい。なぜ家にかかる線引きをされたのか不自然であると、表に出せず、陰の声があったのは事実です。決して家にかかった人が悪いと私は思っておりません。

当時、役場の担当職員が何度も足を運び交渉に当たりましたが、解決できず、また、そのときの議員も、反対されている家に出向かれたのですが、うまくいかなかったようです。いつの間にか反対する地権者が悪者になって、大変つらい思いをされたとのことです。三浦町長も、乙犬公民館での説明会で、その雰囲気でおわかりになったと思います。

このような状況になる前、当時の町長は、担当職員から逐次報告があったと思いますが、なぜこのような道路線引きをしたのか、説明会を開き、理解を得る努力をし、反対されている方の家に出向いて交渉に当たるべきでしたが、元町長は任期中、一度もされず、そのことがこの工事の遅れた原因の一番の原因であると思いません。

三浦町長は、平成16年11月から町民の付託を受けて町長に就任されたわけですが、この重要課題である協定書の約束を守るため、当然早く用地交渉に当たらなければなりません。随分と日数が過ぎた感じがします。元町長と乙犬切通線・中園線改良工事について、須恵町外2ヶ町清掃施設組合を含めた引き継ぎがなされ、また引継書にも明記されていたと思いますが、どうしておくれたのか、説明を求めます。これは篠栗町長の立場で答弁をお願いします。

次に、クリーンパークわかすぎの次期更新施設の今後の協議について、お尋ねいたします。

ごみ処理に関する覚書には、ごみ処理施設の期限である平成29年度まで、遅くとも5年程度前には施設整備方針を決定する必要がある、そのためには事業主体のあり方を含め、大筋の方向について5年程度前には決定する必要があると思われる。よって、RDF化施設の稼働後3年をめぐり将来の対応方針を決定することとする。この件も、当然、引き継ぎのときに、元町長から念を押されてあると私は思います。私は、地元協定書の乙犬切通線・中園線のめども立っていない、また地元の約束も果たしていないのに将来の対応方針を決定することは、当然、地元地域の方への配慮もあってできなかったのではないかと推測されますが、いかがでしょうか。

次に、三浦町長は、クリーンパークわかすぎのRDF化ごみ処理施設の10年継続を若杉・尾仲・乙犬区に伝えられたと発言がありました。確かに地元の協定書には、継続は認めるなどの記述はありません。宇美・志免町の可燃物処理を受け入れることに地元対策委員会は了承しましたが、そのとき5町の協定書を作成するに当たって、稼働後15年以降の対応については協議会で協議するとの説明があったと私は認識しております。

次に、宇美・志免町の可燃ごみ処理に当たって、宇美町は最終処分場でのパートナー取引ですが、志免町は、ごみ処理受け入れで篠栗町に大変迷惑をおかけするという事で2億4,000万円、須恵町外2ヶ町清掃施設組合に2億円、合計で4億4,000万円支払っています。そのお金は全て地元、若杉、尾仲、乙犬の水利組合と農事組合に、また乙犬切通線、中園線の工事において使われております。志免町長は議会での説得に大変苦勞され、その誠意に篠栗町民、また地元住民が特に敬意を払うべきと思いますが、町長の考えをお願いします。

次に、某議員は、6月の定例議会の一般質問の中で、継続はないと断言してありますが、私は矛盾していると思います。篠栗町と志免町の協定書の覚書を読んでもらいたいと思います。

第1条 甲すなわち篠栗町が負担する協力費について、相互委託にかかわるべきものとして、乙、志免町は、その負担を支援するものとする。

また、3条の3を読んでください。平成29年以降も、この施設での乙の可燃物の処理を行い、相互委託関係にはない場合においては、甲及び乙の、これは志免町ですね、再度協議を行うこととするというのが明記されております。その内容を直訳しますと、志免町から協力金2億4,000万円をいただいたので、相互委託の同等の扱いとし、これは宇美町のバーター取引もありますけど、篠栗町が責任を持って面倒を見ますと解釈されます。第3条の3は、平成29年度以降も、このクリーンパークわかすぎ施設での志免町の可燃物処理を行い、相互委託関係にない場合においては、再度協議することになっております。

某議員、元町長として継続は認められないという判断は、私はおかしいと思います。これは志免町と協定不履行になれば、今後、大変なことになってくると思います。また、地元意向に反し、今後10年延長にも大きな影響を及ぼすことになると思いますが、三浦町長の答弁をお願いします。

3番目、町営住宅の入居公募と今後の運営について、お尋ねします。

近年、経済不況で、若い夫婦の人たちは給料も上がらず、家賃も高く、生活に大変苦労されております。世帯数は増加傾向で、生活保護数はその倍以上と増しております。また、高齢者の年金生活での家賃の負担は大変なようであります。

篠栗町は、ここ数年、町営住宅の入居公募は行われていないようですが、早急に公募すべきと思います。公募されない理由があるのでしょうか、その理由をお尋ねします。

次に、町営住宅が建設された昭和45年から48年当時は、篠栗町内の民間賃貸住宅の数も少なく、低所得者の住生活安定確保及び向上促進を目的として建設されましたが、築年数は40年を経過しており、今後建て直す計画はあるのでしょうか。当然、建て直すとなれば国からの補助金が出ると思われませんが、補助率は何%で、ほかに国の制約はあるのか、お尋ねいたします。

今後の町営住宅は、世代のニーズに合った運営を行っていかねばなりません。例えば、民間企業の連携やハウスシェアリングなどを検討すべきじゃないかと、町長の考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 阿高議員の最初の御質問、今後の財政運営についてから答弁してまいります。

本町の財政状況は、これまで議会や行政区説明会で再三申し上げてきましたし、議員御説明のとおり、私が町長に就任しました当時、約130億円の起債残高がございましたが、この7年間でさまざまな行政改革や経費節減に努め、やっと100億円を切ることができました。これはあくまで一般会計分だけでございまして、下水道会計分まで含めると、現在でも173億円弱ございます。

これまでも説明いたしましたように、平成29年度には起債の償還がピークとなり、できるだけ将来負担の軽減を図るため、繰上償還を行わなければならないわけですが、議員の御質問の基金の取り崩しをしないで償還できるかということにつきましては、現在、財政状況の厳しい折、現状のままでは今後、歳入がふえる見込みも少なく、今後も歳出において、さらなる歳出削減に取り組んでまいりますものの、福祉や医療費関係の扶助費は、高齢者人口が増加することから必然的に増加してまいります。こうした点を踏まえまして、基金の取り崩しをしないで償還していくことには、なかなか厳しいと認識しております。

借入利息と預金利子を考えますと、当然、早期に償還していくことが望ましいわけですが、特定目的基金は別といたしまして、現行の行政サービスを維持しながら、優先すべき事業を選択するなど、収支のバランスを考慮の上、減債基金を取り崩し、繰上償還をしていきたいと考えております。

とは言いつつも、これからの4年間で取り組もうとしている政策の中で、歳入増加に向けたあらゆる可能性を追求いたしまして、財政状況の維持改善を図ってまいりたいと考えております。

2番目の乙犬切通線・中園線改良工事が10年かかった遅延の検証とクリーンパークの次期更新施設の今後の協議につきまして答弁いたします。

まず、1項目目の道路改良の道路線引きについて、お答えいたします。

道路計画につきまして、従前の道路はS字にカーブをする区間があり、車での走行時に不安定な状況がありまして、改善を必要とする要因の一つでございました。今回の改良計画は、歩道を確保することも含めた道路の拡幅とともに、より安全で円滑な交通を行うための計画として示されたものでございます。

しかしながら、この計画に対し、特に用地交渉を行います地権者の方々には個々の事情もございまして、また個人としての考えも当然おありになることとございすから、計画についての説明もさることながら、共通理解の中で事業を実施させて

いただくための協議を含めた時間を要した結果、遅延とされる時間が必要となったと考えております。

2番目のその原因ということでございますが、私は覚悟の上でございましたが、平成16年11月30日に町長に就任しましたその日に、助役不在の中で、当時の総務課長から、「前町長からの引き継ぎはございません」と言われましたことを鮮明に記憶しております。

しかし、企業も自治体もゴーイングコンサーン、つまり継続事業体でございますので、各課において継続している事業をヒアリングしながら、行政運営を進めた記憶がございます。ただ、残念なことは、どの事業が最優先課題であるのか、あるいは長期的な視点に立って取り組んでいくべきものであるのか、また実現に向けた障害がどの程度あるのか等々は大変な重要なポイントでございまして、そのことを課長との協議を通して探っていくことは、かなり骨のある仕事であったことは事実でございます。この問題も、担当課から継続中の事業として報告を受けましたが、その時点では、関連地権者とのルートの最終決定をめぐっての周辺条件整備を進めている段階でございましたので、誠意を持って進めるよう指示した記憶がございます。

私は、就任当初から協働のまちづくりを掲げておりました以上、住民の方々との対話を重視していきたいと常々意識しながら事を進めてまいりました。そうしたことから、買い取り価格の最終決定も多少時間がかかった点につきましては、反省として、今後、このような収用等の事例が発生したときの参考にしてまいりたいと考えております。前段でも回答いたしました但、地権者の皆様が納得いくまで話し合うための時間を要した結果であると御理解いただきたいと思います。

次に、クリーンパーク次期更新施設の今後の協議についての御質問にお答えいたします。

まず、地元との協議に基づく乙犬切通線、乙犬中園線の工事のめども立っていない状況で将来の対応方針を決定することは、地元の方への配慮もあってできなかったのではないかとのお尋ねがありました。確かに、現施設建設に伴う約束を果たしていない、あるいは果たすめども立っていない状況での次期施設についての対応の決定は、当時行っていた地元との交渉に少なからず影響を及ぼす恐れがあったのではないかとお考えられます。

次に、志免町、宇美町の可燃物処理の受け入れについては、稼働後15年以降は協議会で協議することになっているとの御認識についてでございますが、5町の覚書におきまして、可燃ごみの処理の委託期間は15年とされておきまして、さらに、

その覚書の解説書には、15年以降の対応は協議会で協議することと説明されておりますので、議員が御認識のとおりでよろしいかと私も思っております。

次に、志免町が5町の覚書に基づきまして、組合に対して2億円、本町に対して2億4,000万円の協力金を負担されたことに関しまして、篠栗町民は志免町の町民の御労苦に対し敬意を払うべきでないかという御質問でございました。このことに関しましては、私も、阿高議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

志免町が本町に直接支払われた2億4,000万円につきましては、当初の取り決めに基づきまして、地元区、農事組合、水利組合等を分割して、平成25年度まで支払われることになっておると認識しております。

最後の御質問は、篠栗町と志免町の協定では、平成29年度以降において、この施設で志免町の可燃物の処理を行う場合で相互委託関係にない場合には、支援金について再度協議することとなっていることから、当時から継続の可能性は認めているのではないかと御質問でございました。

阿高議員の御指摘のとおり、この協定書の第3条第3項によりますと、この施設を継続する場合には、再度、協議を行うこととなっております。そういうことで、現施設の継続の可能性はないということではないというふうに思っております。次期施設の方針につきましては、地元の関係者の御理解と御協力を得ながら、現施設の10年間の延長を念頭に幅広い選択肢の中から5町で協議していく必要もあろうと思いますし、地元との協議もしっかりとしてまいらなければならないと思っております。

3番目の御質問の町営住宅の入居公募と今後の運営につきまして、最初に、町営住宅の入居公募が行われていない理由についての御質問にお答えいたします。

町営住宅につきましては、全54戸ございまして、そのうち4戸を平成22年6月に公募、7月の抽せん会にて入居者を決めており、その時点においては満室という状況でございました。その後、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災提供用住宅及び災害・火災避難者用住宅の確保ということもありまして、その分を除けば、平成24年8月まで満室という状況が続いておりましたので、公募を行っておりませんでした。

しかしながら、平成24年9月から11月にかけて退去者が少しずつ発生いたしまして、現在、5戸ほどの空き室が発生いたしておりますので、今後、その空き室の修繕を行い、公募したいと考えております。

次に、今後、建て直す計画はあるのかという御質問にお答えいたします。

御承知のように、町営住宅につきましては、築40年以上経過しておりまして、現在まで補修に補修を重ねてまいりましたが、老朽化が激しく、建てかえの時期に来ているように思われます。しかしながら、仮に建てかえる場合には、その費用は現在の町営住宅の規模と同等の規模で行ったとしても数億円規模の投資となる上に、その他解体費用等も考え合わせますと、費用対効果としてどうなのか、慎重に熟慮せざるを得ないものと考えております。

また、仮に建てかえる場合の国の補助金につきましては、対象事業費の45%となっております。したがって、町営住宅の建てかえということだけではなく、御質問の中にもありましたように、民間住宅の空き室等も活用するなど、人口減少時代の到来に見合った今後の町営住宅のあり方について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 10番、阿高・幸議員。

○10番（阿高・幸君） 今、答弁にありましたように、まず財政運営について再度質問します。

答弁がありましたように、減債基金を取り崩しながら繰上償還をしていくという、この策しか私はないと思います。過去、繰上償還と基金残高の状況を見ますと、平成12年度から特定目的基金は42億5,000万円、減債基金が13億9,000万円、財政調整基金が5億円ありました。

平成16年度末で減債基金は9億4,000万円、特定目的基金は20億4,000万円に減ったわけですが、これは全て基金を取り崩して繰上償還されたわけです。その繰上償還の内容を見ますと、平成12年度で7億円、13年度で15億円、14年度で13億円、15年度で5億3,000万円、16年度で2億3,000万円と、合計42億6,000万円です。

平成12年度から14年度までの基金取り崩しは34億8,900万円、繰上償還35億1,000万円、これを借りかえし、3年間の据え置きとなっているわけでございます。

そうしますと、今、述べられたように、特定目的基金が42億円あったのが10億円しかないということは、やはり減債基金を取り崩すしか繰上償還していく方法はないと思います。

しかしながら、これから先を考えますと、交付税の算入見込額が平成24年度か

ら29年度まで考えますと、やはり特に29年度から算入見込額が4億4,500万円しかありません。それで一般会計の投入額が1億9,000万円、今、平成23年度で約9億5,000万円あるのに、半分以下に減るわけですね。ということは、出すお金が10億6,000万円ふえていくわけですね。そうすると、これから先の本当に財政運営は大丈夫なのかという私は心配をしております。

それと、これは実質公債費比率、平成17年度がマイナス1.5%あったのが平成22年度、23年度が7.6%で、大幅にアップしております。これは22年度、23年度7.6%は変わっておりませんが、将来負担比率も徐々に上がっていくと思います。このマイナス1.5%から急激に7.6%というのは、僕はものすごく差が大きいと思います。今後の影響を心配しておりますけど、もし町長の考えがあれば、その答弁をお願いしたいと思います。

次に、ごみ処理施設に関連して、道路改良の遅延と今後10年の延長について、お聞きします。

用地交渉は大変な努力が必要であり、地権者一人ひとりの思いが違って大変であるということは私も認識しております。確かにS字カーブの解消が大きな問題であったとは思いますが、道路路線の拡幅において、農地にかける路線も選択肢として当然あったと思います。その理由、決定したプロセスをきちんと地元地権者の方に説明会を開いて説明する努力をしなかったのか。また、地元の方は、おくれたおかげで、この道路改良工事のことを同床同夢、これは同床異夢と言いますが、地元の方は同床同夢だったと思います。それは当時の町長が地元出身で、地元の方は安心されていたのが原因であると思います。計画がなかなか進まない。そうするうちに町長が変わり、その思いが同床異夢になったと私は思っております。

時間がたつにつれて、地権者の方は、隣の芝生はよく見える。いろいろな要求が出てきたわけでございます。用地交渉は初期対応が非常に難しいと思いますが、当時の担当職員の苦勞というのは、私は大変だったと思います。私は心からその勞をねぎらいたいと思います。

三浦町長は優しいですね。相手に対して結構思いやりがある。私は、この引き継ぎがないということは非常に残念でございます。この重要な乙犬、若杉、尾仲の人の協力を得て、RDFごみ処理施設が建設できたわけでございます。このような重要な課題を次の町長に引き継ぎをしないというのは、私は町民に対して非常に失礼だと思います。コメントは要りません。私は本当に残念と思っております。

3つ目の質問です。やはり私の推測どおりでございました。道路改良工事が完成

してもいないのに、次の施設の方向性を検討するというのは、当然、私はできなかったとっております。

次に、ごみ処理施設の稼働後15年以降は協議会で協議する認識は、当時、地元対策委員として、私は当事者として認識は間違いなかったと安心しております。

次に、志免町から5町の覚書に基づいて、組合に対して2億円、篠栗町に2億4,000万円の協力金の負担をされたことに対しては、RDF施設の建設費3町の負担金から比べますと確かに少額であります。志免町の誠意に対して敬意を払うべきだと私は思っております。

次に、篠栗町と志免町の協定書について、町長にお答えをお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 阿高議員、再質問でございますので、自分の感想はようございますので、手短に。

○10番（阿高・幸君） わかりました。この協定書の中の覚書というのは、僕は重要視しなければならないと思います。今後、志免町に対してどのような説明をされるのか、また地元に対してどのような説明、説得をされるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、町営住宅の件でございます。確かに言われたとおり老朽化が激しく、建てるのには二の足を踏む。費用対効果から考えますと本当に無理だということはおわかっております。ただ、御存じのように、この町営住宅は高齢者ばかりでございます。そして、これから先の時代に合った若い夫婦とコミュニケーションがとれるような町営住宅を目指さなきゃいけないと思います。それに対して地元の市場調査を早急に、また町営住宅の補修など、これは年平均397万円ほどかかっていますが、高齢者にやさしい室内の改修をお願いしたいと思っております。答弁を求めます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 今の町営住宅の分は、もう要望でいいんですか。

○10番（阿高・幸君） 補修がバリアフリーを加味した補修ができるのか、できないのか。

○議長（今泉正敏君） 再質問のまとめが私もできんとですが、よろしいですか。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 今回の再質問の中でお答えすべきは4項目であろうかというふうに思っております。

まず、財政のことでございますが、29年度までのことにつきましては、私も再三、議会にも御説明を申し上げ、そして住民の皆さんにも御説明を申し上げてきた

ところでございます。

現在、この中の借りかえを要する長期の分をできるだけ早目に返済していくということを継続して行っておりまして、これを29年度までしっかりやっていくことによって、今、御心配されているような懸念を払拭できるように、大丈夫というふうな形になっていくように努力をしてまいりたいと考えております。

また、実質公債費比率がマイナス1.5%から7.6%になって心配だというお話でございますが、これにつきましても、私はたびたび皆様方に御説明しておりましたが、いわゆる地方交付税が15年の理論償還に基づいて交付税措置されることから、該当年度の返済予定額を上回る交付税が来るという状況が続いていた関係で、マイナスという状況がございました。それが一応、だんだん正常化していくわけでございますが、7.6%といたしますのが決して他の自治体に比べて大幅に大きいという比率でもございませんで、私は健全な範囲だというふうに思っておりますので、正常に戻ったというふうな理解をしていただければいいかなと思っております。

ごみ処理施設に関する地権者の土地購入に関するプロセスについてのことでございました。なかなか時間がかかったことは大変申しわけなく思っております。いろいろ地権者との土地購入価格を協議していく中で、1点、一番大きな問題があったのは、時期がずれたことによりまして、須恵町側は農振・農用地域でございませんで、いわば無印の土地、農地でございました。それに比べて私どもは、調整区域の中の農振・農用地域というところでの、いわゆる相場の違いというのがございまして、その辺のところから、交渉はなかなか難しかったというところが事実でございます。こういうことも今後のいろいろ収用に関する一つの、冒頭申し上げましたように、私が答弁で申し上げましたように、一つの勉強として、また今後そういう状況にならないように進めてまいらなければいけないというふうに思っております。

次に、覚書の件でございます。

志免町、宇美町も含めた可燃物の5町処理を行っているわけでございますが、このクリーンパーク施設は、RDFを大牟田リサイクル発電所に持っていくという、これは県の本当に大事な、環境部としても本当に大事な取り組みでございました。これに私どもを含めた関係組合、市町が取り組みに賛同してスタートしたわけでございますが、先般も関係部長が町にお越しになりまして、これの延長についてのいろんな協議をしているところでございます。今後につきましても、他の持ち出す組合等とも協議をしていきながら、これは県の大事な、いわゆる大牟田の振興も含めたところでの大事な仕事を担っているという自覚を持って、志免町、宇美町、ある

いは当然のことでありましてけれども、地元の区に対しても御説明し、お願いをしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、住宅の件もございました。

これはバリアフリーができないかどうかということでございますが、今、お話しいただきましたことにつきまして、できるだけ実際工事をしていく中で工事をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 10番、阿高議員。

○10番（阿高・幸君） これは要望でございます。

三浦町長、今の答弁、ありがとうございます。

このRDFごみ関係の協力金については、やはり地元の町民の方が何か違和感を感じていらっしゃいます。水利組合というものが、河川の浚渫もしない。何もしない。それで、乙犬千代田団地の5の1組から2組の水路の氾濫、それからトヨタカローラの水の氾濫、これも何もしてくれないという、町としてするべきものと水利組合のする線引きが全然わかっていらっしゃらない方もいらっしゃいます。それと、交通量の問題もあります。今後、この検討を慎重にやってもらいたいと思うし、それと最後になりますが、三浦町長、この財政につきまして、本当にこれから先の財政改革を進め、無駄のない歳出と効率化を図ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位3番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

本日は、住環境をテーマにお尋ねをいたします。手短に終わりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中町区の栗木谷地区の民有林で、防災工事という名目で地殻形質を変更する工事が行われております。簡単に言えば、山林を切り開いて平地をつくり、土砂を谷の斜面に押し流す工事が行われておるわけでございます。

業者の説明では、「草の種をまき、土砂の流出が起きないようにする」とのことでしたが、行われた様子はございません。

工事が始まってから2年になりますが、ここ1年は工事がとまっており、急傾斜の法面には侵食が進み、無数の溝ができ、とても防災工事とは言いがたい状況であ

ります。

雨が降り出せば泥水が流れ、がけ下をながれる農業用水路への土砂流入も懸念され、大雨のときには住宅への浸水も考えられます。梅雨の時期ともなれば、近隣住民の不安は増大します。民有地のことでもあり、行政としては手が出しにくい面もあるかとは思いますが、工事による実害も出ており、近隣の住環境の悪化、住民の不安を考えれば、何らかの対応が必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

また今後、都市計画区域内の農地が宅地化される際に、近隣の住環境の悪化の防止並びに住民に不安を与えないような方策が必要ではないでしょうか、町長の御所見を伺います。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の住環境の確保についての御質問にお答えいたします。

中町区栗木谷の防災工事につきましては、御質問にもありましたように、民有地のことでございまして、指導も大変難しいのでございしますが、当初より施工業者と住民の方々との間に入り、安全な住環境を保つべく指導を行ってきたところでございます。ことし、さらなる防災工事を進める計画を業者より報告を受けておりますが、業者と住民の方々の間の補償問題が起きておりまして、これが解決しなければ工事に着手できないと聞いております。今後も状況を注視して指導を行ってまいりたいと思っております。

次に、都市計画区域内の農地の宅地化についてでございますが、農地転用の際には、産業観光課と建設課が連携し、住環境保全及び違法開発の防止に努めてまいります。

建築物の建設においては、一部の建築確認が、町ではなく第三者機関に申請されることもございますが、建設の事前協議により住環境の保護に努めておりますが、今後もこの体制を崩さず、住環境保全及び違法開発の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） これは要望でございますが、先ほど申し上げました水路に

ついて、若干の土砂流入が認められるようでございます。できましたら、定期的に巡回を行うなり、保守点検をしていただくなり、また業者に指導をいただくなり、対応をお願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位4番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号2番、飯田でございます。

町立図書館と管理・運営についてお尋ねします。

本年3月議会の一般質問におきまして、町立図書館の利用・運営状況について、蔵書点検の特別整理期間が他町に比べて長いために、改善できないかと質問がなされました。これに対しまして町教育委員会では、本年度からこれまで12日間を要した特別整理期間を10日間に短縮され、図書館の休館日を2日間減らすことと決定をなされたようで、この努力に対しまして心より感謝申し上げます。

今回、図書館を利用される方々へのサービスをさらに向上させることができるのではないかと思いますので、以下の質問を提案いたします。

図書館における休館日と休日等の関係について、糟屋郡内、各町図書館の運営状況を見てみますと、休館日は各町とも毎週月曜日となっております。次に、休館日と休日等の関係を比べてみますと、志免町、須恵町、宇美町、久山町、新宮町は祝日に休館していません。粕屋町も祝日が土曜日、または日曜日の場合は、次の火曜日となっております。篠栗町は祝日を休館日としており、祝日が土曜日、または日曜日の場合でも休館日となっております。特に5月のゴールデンウィークは休館日が続きます。そのため、年間10日以上、他町より開館日が少なく、住民サービスの充実に至っていない状況にあると思われれます。

現在、福岡都市圏17市町で図書館の共同利用を行っておりますが、祝日が休館日となっているのは篠栗町だけです。ほかの市町の図書館が開館している中で、篠栗町の図書館だけが閉館している状況が年間に10日以上ある状況は、いかがなものでしょうか。

2010年9月から7カ月間、祝日の開館の試行されたようですが、いまだに改善されておられません。私は早急に取り組むべき課題だと思っておりますが、町教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、既に御存じかもしれませんが、秋田県横手市では、ことし10月から、図書館に置く雑誌類を充実させるため、雑誌スポンサー制度が導入されました。これ

は企業や団体に雑誌を購入してもらうかわりに、ブックカバーの表面に広告を掲載するシステムです。

横手市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱によりますと、「企業・商店その他団体が購入し、市立図書館に提供し及び当該雑誌スポンサーの情報を折り込んだ雑誌を市立図書館雑誌コーナーに配架することにより、雑誌コーナーの充実を図り、市民の利用に供し、もってその教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする」となっております。

篠栗町におきましても、年間新刊補充予算額が1,000万円弱となっております。その中で一部の週刊・月刊雑誌等を地元企業や団体に賄ってもらえれば、町財政を圧迫することなく図書館運営を充実させることができるのではないのでしょうか。

視点を変えて、図書館の管理・運営等を見直せば、より充実した町立図書館になると思います。ぜひとも篠栗町でも取り組むべき施策と思いますので、お考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

郡嶋教育長。

○教育長（郡嶋正弘君） それでは、御質問がございました町立図書館の管理・運営について、お答えをいたします。

まず、町立図書館の休館日については、篠栗町立図書館運営規則により、毎週月曜日、国民の祝日、その日が月曜日に当たるときは開館しまして、その翌日とします。年末年始、資料整理日、特別整理期間と規定されています。この規則に基づいた平成23年度における図書館の開館日数は278日ございました。

議員の御指摘のとおり、この開館日数は粕屋町とほぼ同数でございますが、他の糟屋地区の市町との開館平均日数284日と比べますと、約6日少ないという結果でございました。

この開館日数を初め、町民の図書、その他図書館資料に対する要望や図書館の運営につきましては、図書館協議会を設置いたしまして、さまざまな御意見を聞きながら、その機能向上に努めているところでございます。

しかしながら、これからの図書館運営といたしましては、住民サービスの向上により一層努め、今後もより多くの町民の皆様に御利用いただき、篠栗町における文化の発信施設となるよう運営していきたいと思っております。

そして、その実現に向けまして、図書館の管理運営にかかわる職員の勤務体制、

人員や人件費、運営規則等の見直しについて検討をしてまいりたいと思います。

二つ目の御質問にありました「雑誌スポンサー制度」につきましては、新たな図書館サービスのあり方として注目されるシステムだと思っております。県内では、筑後市、遠賀町の2自治体が導入し、現在、4自治体が準備中と聞いております。当町といたしましても、先進の図書館を参考にし、新刊雑誌類の充実と財源確保に向けまして、新たな図書館の管理運営を研究しながら、システムの構築に向けまして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

それでは、確認と1点質問させていただきます。

私が質問しました2点につきましては、いずれも実現に向けて検討をいただくということで理解してよろしいでしょうか。

次に、今回の質問に関しまして、職員の勤務体制や人件費等の問題点も発生するかと思いましたので、全国の公営図書館、つまりは県立・市立・町立図書館での指定管理者制度、民間委託等のアウトソーシングの活用状況についても調べてみました。

2011年度までに全国では特別区を除き220の市町村、福岡県では近隣の久山町ほか飯塚市、那珂川町などの15市町村が指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度の導入の成果としまして、市直営時より比較して経費が縮減された、平日の開館時間を午後8時30分まで延長し、通勤通学時の利便性向上を図った。また、学校連携事業については選任の担当者を配置することで、学校図書館支援のために訪問回数が大幅に増加し、特に学校図書館ボランティアへの支援を積極的に行ったなどと事例があります。

答弁の中でありました図書館協議会でも過去既に検討がなされるとは思いますが、どのくらいの頻度でどのような内容か、差し支えなければお答えください。

○議長（今泉正敏君） それでは答弁を求めます。

郡嶋教育長。

○教育長（郡嶋正弘君） 図書館協議会につきましては、具体的に運営をしております図書館長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 阿部館長。

○図書館長（阿部正博君） 図書館協議会につきましては5名で組織されておられまして、図書館協議会規則において、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、意見を述べるができることとなっております。

過去、近年でございますけれども、22年度の開催はあっておりません。23年度の開催につきましては、図書館の利用カード、この再発行につきまして、本町のほうでは無料で再発行しておりましたけれども、再発行の折に200円をいただくということを協議していただきまして、条例を改正し、本年度から200円いただくようになっております。

24年度の開催予定につきましては、12月19日水曜日でございますけれども、開催する予定としております。きょうの一般質問を受ける前までは、24年度の今までの実績報告とこれから先の御意見をいただきたいということで開催する予定としておりましたけれども、今回、一般質問を受けましたので、この一般質問の答弁の内容を教育委員会の運営の方針として報告をまいります。報告をした後に、各町の情勢等を調査いたしまして、早ければ今年度中に、調査に基づいた諮問を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 教育長、最初確認をなさいましたが、あのままでよろしいですか、議員が。

どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 具体的な展開でございますが、前向きに検討してまいります。

○議長（今泉正敏君） 再質はいいですか。答えをいただきましたか。答弁者は、指定管理者制度のいわゆる審議会の中でそういったことを検討されるかどうか、今まで検討がなされたかも質問にあったと思いますが、どうぞ。

教育長。

○教育長（郡嶋正弘君） 指定管理につきましては、今まで検討した経緯はございません。

それと、今後の方向でございますが、ただいま館長も答弁しましたように、図書館協議会の中で積極的に意見を投げかけ、今後どうするかということを検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、1時間経過いたしましたので、15分まで休憩を挟みます。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（今泉正敏君） それでは、先ほどに続きまして一般質問を再開いたします。

質問順位 5 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） 議席番号 4 番、横山でございます。私は、3 月議会から次期ごみ処理施設に関する質問を毎回取り上げておりましたが、今回はお休みさせていただきます。

なぜかと申しますと、9 月議会以降、町長選挙が実施されたことも影響しているかもしれませんが、検討内容に目立った進捗がないようであります。ですから、ごみ処理施設については来年の 3 月議会ですくお聞きしたいと思っております。したがって、今回は、ごみに関する質問であります、不法投棄ごみと放置された産業廃棄物に関する質問に絞って簡潔に行いたいと思っております。

まずは、不法投棄ごみについての質問を、今、町長が力を入れておられます森林セラピーと関連づけて質問をいたします。

御承知のとおり、我が町は 7 割を山林が占めておりますが、我が町に限らず、山林を有する自治体に共通する課題に山中のごみの不法投棄問題があります。どんなに注意を促しても不法投棄がなくなることはないと言いがちになりますが、我が町に限っては、そう簡単に諦めることができない事情があります。それは篠栗町が森林セラピー基地をうたい文句にしているからであります。そして、森林セラピーに訪れた人々があちらこちらで不法投棄ごみと出くわすことがないようにする必要があるのであります。

当然、森林セラピー基地の認定を申請する際、このような問題に対する対応策は検討されていたと確信をいたしております。そのことを信じ、次の三つの質問を行います。

一つ目は、ごみの不法投棄の実態及び実態把握の具体的方法について、教えていただきたいと思っております。

二つ目は、不法投棄ごみの処理方法を国有林・県有林・町有林及び私有林ごとに説明をしていただきたいと思っております。

三つ目は、不法投棄ごみの防止策について、有効な対策を考えてあれば教えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

クリーンパークわかすぎと町道乙犬切通線に囲まれた場所に位置する旧産業廃棄

物中間処理場に大量の廃棄物が放置されたままになっていることに関し、幾つかお尋ねをいたします。

まず初めに、大量の廃棄物が放置された時期がいつごろのことなのかをお尋ねいたします。

さらに次に、放置された廃棄物の撤去をその後、所有者等に求めるなどの対策をどのように行ったのかを具体的に説明願います。

産業廃棄物は福岡県の所管となっております。ですから当然、県の担当部署に対し、相談や改善要請が行われたとっております。いつ、どのような相談や要請を行い、どのような回答を得たのか、教えてください。そして、その過程でこの放置された廃棄物の調査が行われたのかどうか、もし行われたのであれば、廃棄物の数量など詳細な説明を求めたいと思います。

最後の質問ですが、この廃棄物の中には、有害物質が含まれている恐れが多分にあります。今は大部分がプレハブの建物で覆われておりますが、この建物の北側は壊れかけており、大きな穴もあいております。台風などで建物自体が崩壊するのも時間の問題かと思われます。そうすると、もし有害物資が含まれていたら、いずれ下流地域に流れ出すことは明らかであり、どのような被害を及ぼすかわかりません。また、今の状況のままでは、いつ放火されても不思議ではありません。ですから、防災上の観点からも、早急な対応が求められていることは言うまでもありません。今後、どのように対応されるのか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

まず、三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの横山議員の御質問の2点につきまして、私から答弁をいたします。

まず、不法投棄ごみと森林セラピーについての項目でございます。

山林へのごみの不法投棄対策につきましては、森林セラピー基地の認定を受けることを決定するか否かをもって検討するものとは思っておりませんで、従前から山林の環境を守る上で、ごみの不法投棄に対する措置を実施してまいりましたし、今後も継承していくものと考えております。

そのことを前提に、三つの御質問についてお答えいたします。

最初に、「ごみの不法投棄の実態及び実態把握の具体的方法について」の御質問でございます。

本町の産業観光課を初めとする職員、町営林看守人、林野庁所属の福岡森林管理

署職員、福岡県所属の福岡農林事務所職員等がおのこの管轄する山林のパトロールを実施しているところでございます。また、ハイカーなど一般の方々からの通報等に接した場合には町職員が現場の確認を行うなど、その実態の把握に努めておるところでございます。

ちなみに、森林セラピーコースにつきましては、森の案内人の会「森の風・篠栗」の方々がお客様を御案内する前に事前に足を運び、ごみ等があれば片づけております。

次に、「不法投棄ごみの処理方法について」の御質問にお答えいたします。

不法投棄ごみは、不法投棄をした人にその処理をしてもらうことが当然でございますが、投棄したひとが不明な場合は、その土地や建物の管理者に処理していただくこととなります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条で、「土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」とされていることによるものでございます。したがって、不法投棄があった場所が国有林の場合は、福岡森林管理署が、県有林の場合は福岡農林事務所に連絡いたし、対応をしていただくこととなります。

町有林につきましては、産業観光課において対応しております。具体的には、職員により廃棄物を回収し、クリーンパークわかすぎに搬入することとなります。このときには処理手数料が、10キログラム当たり100円かかるということとなります。

私有林につきましても、その所有者や管理者に対応していただくこととなります。

最後に、「不法投棄の防止策について」の御質問にお答えいたします。

前述した各機関の職員等による山林パトロールの実施や不法投棄警告板の設置、また不法投棄が行われるおそれのある林道につきましては、チェーン等による車両の通行どめを実施しているところでございます。

次に、大量に放置された産業廃棄物についての御質問でございます。

「クリーンパークわかすぎ」の入り口横の産業廃棄物収集運搬業者の産業廃棄物積みかえ保管施設につきましては、議員の御質問にありまして、建物内外に大量の廃棄物が放置されている状態でございます。台風が来たら建物が倒壊して廃棄物が流れ出るのではないか、また廃棄物に有害物質が含まれているのではないか、それが流れ出るのではないか、あるいは火災の危険があるのではないかなど、いろいろ御心配をおかけしているところでございます。

まず、大量の廃棄物が放置されたのはいつごろかという御質問でございますが、

この産業廃棄物業者は、平成19年から21年にかけて産業廃棄物の過積みに対し、監督官庁である福岡県から嚴重注意、改善命令、そして許可取り消しの処分を受けております。したがって、この時期から放置された状態だと言えるのではないかと考えております。

次に、放置された廃棄物の撤去を所有者に求めるなどの対策を行ったのかという御質問でございます。

平成21年1月にこの業者の産業廃棄物収集運搬業の許可が取り消された後、町としては、福岡県に対しまして廃棄物の撤去を求める措置命令を发出するよう再三要請を行いました。その後、平成22年5月と8月に、県からこの会社や経営者等に対し、廃棄物の撤去及び適正処理を行うよう措置命令が出されております。しかしながら、業者が措置命令に従わず、廃棄物の撤去を行わないため、県は催告を行っておりますが、それでもなお、廃棄物の撤去には至っておりません。

なお、当該業者は、本町のほかに八女市にも産廃施設を持っておりまして、そこでも同様に違反行為を行い、措置命令に従わなかったために県から廃掃法違反容疑で告発され、平成23年1月には、実質的経営者が県警に逮捕されまして、3月には有罪が確定しているとのことでございます。

現在の県の対応といたしましては、法的に責任を有するものへの責任追求など、あらゆる手法を検討しているとのことでございます。

なお、昨年8月には、本町福祉環境課より、当該土地の下側部分の所有者に対し、土地所有者の責任において廃棄物の撤去を行うよう要請いたしましたが、少しずつでも撤去したいという気持ちはあるが、廃棄物の所有者でも廃棄物の排出者でもないこと、そして相当の費用がかかるため、実施は難しい旨の回答を受けておるところでございます。

今後、当該建物の損傷が進行すれば、御心配のように崩壊の危険があるため、県に対しても代執行も含め、早急な対応を検討していただくよう相談をしているところでございます。

次に、県に対する相談及び要請、内部の調査結果についての御質問でございます。

県に対する要請や相談につきましては、ただいま申し上げましたように、随時、必要に応じて行っておるところでございます。施設内部の状況に関しましては、県が調査を行っております。その結果、廃棄物の種類は、がれき類、廃プラスチック類、木くずなどの建設系混合廃棄物で、建物の内部に約1万100立方メートル、外部に約3,500立方メートルが放置されている状況であるとのことでございます。

また、県では、週に一、二回巡回を行い、監視を行っているほか、台風や大雨の日など、必要に応じて監視活動を行っているとのことでございます。

最後に、廃棄物中の有害物質についての対応でございますが、県の見解といたしましては、ここに放置されている廃棄物は、先ほど申し上げましたように、建設系混合廃棄物であることから、有害物質は含まれていないとの判断をしているとのことでございます。しかしながら、現場は目視できない部分もございますので、十分な注意が必要であろうかと思っております。県に対して、調査等の対応をお願いしているところでございます。

なお、この施設のすぐ上に3町のごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」があります関係で、清掃施設組合が当該施設の下側の洪水調整池と切通池におきまして、年2回の水質検査を実施しております。その結果は、現在のところ、有害物質による水質汚染はございませんので、念のため申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず、最初の質問ですが、この中で1点だけ質問させていただきたいんですけど、いわゆる山林に、国・県、そして町、これについてはそれぞれ言える相手がございます。もちろん私有林も相手がいるんですけども、実際、現実問題として、その所有者に、「お宅の山にこれだけのごみがありますよ。撤去してください」と言って、応じてくれる方も中にはおられると思うんですけども、大部分の方はそう簡単にはいかないんじゃないかなと、現実問題としてですね。ですから、そこは割り切って、例えば、その所有者からの承諾を得て町が対応するだとか、そういうふうなものを検討する考えがないのかどうかですね。

それから、2点目ですけど、この業者、もう倒産していたというふうに認識していたんですけども、まだ倒産はしてないということでございます。ただ、もう放置されて数年たっておりますので、私が一番心配しますのは、火をつけられる恐れがあるんじゃないかということ非常に心配しております。それと当然、見かけも悪いということがあるんですが、これは確かに県の所管ですから、県に要請を今後もやっていただくということは当然ですけども、これはお願いなんです。場合によっては、例えばクリーンパークとも絡んでくるかと思っておりますけど、いわゆる地元にとっては詳しい事情はわからないんですね。ですから、あそこにあのまま放置されていること、結局、自分たちがどんな被害を受けても、町は構わないのかなというふうに誤解を受けることもあると思うんですね。ですから、今後のいろんな交渉が

されると思うんですけども、そういう中で非常にネックになってくるんじゃないかなと。

ですから、例えば3町で、ごみと一緒に全体を買い上げる。3町じゃなくて5町でもいいんですね。そして、その中を責任持って、5町なら5町、3町なら3町、施設組合なら施設組合で仕分けして処理をしていくだとか、それに確かにお金はかかりますけども、そういうふうな政治的判断もする時期に来ているのではなかろうかというふうに思っておりますので、これについては今後検討していただきたいという要望で終わらせていただきます。

ですから、最初の質問の1点だけで結構でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは三浦町長、1点目をお願いします。

○町長（三浦 正君） 最初の御質問の私有林の中での撤去というのはなかなか難しいんじゃないかという、現実問題としてそうじゃないかというお話でございました。そういう事例もあるかもわかりませんし、その辺は具体的に個別の事案を確認していきながら、より実効性のある方法で持っていかないと、単に通達といいましょうか、通告だけして、処理してくださいよというわけには現実的にきれいにならないことがあるかもわかりませんので、その辺は議員からお話があったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） 次に参ります。

質問順位6番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） 議席番号8番、松田でございます。町長選挙について、簡単に質問いたします。

このたびの町長選挙は、無投票再選となると目されておりました。告示直前に対立候補があらわれ、急遽、選挙戦が繰り広げられたことは周知のとおりであります。

結果は大差で現職が当選を果たされましたが、投票率は過去最低の40.66%でした。選挙戦に突入してから、ちまたでは現職が勝利することは火を見るより明らかだと、そういううわさがされておりました。

こうしたことで自分が投票に行かんでも大局に影響なしと考えた有権者が多かったのではないかと推察しますが、まことに残念であります。

もっとも告示直前の立候補のため、その候補者の人物像、人格、政策能力、政治手腕などが不明確のまま投票日を迎えた感があり、無理もない話だとは思いますが。投票は有権者の最たる権利であり、義務でもあり、責任もあります。そして、明るい未来へ向かって、我が町が今、目指しております協働のまちづくりには最も大切

で、基本的な行動であろうかと考えます。

一方、立候補者も有権者に対して的確な判断を仰ぐ責務があります。

そこで町長にお尋ねします。

冒頭に述べましたように、投票率は50%を大きく下回りましたが、圧倒的大差での勝利は町民の期待が絶大であることにほかなりません。そうした町民の期待をどのように受けとめてあるか、簡潔にお答えください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、松田議員の「町長選挙を問う」との御質問にお答えいたします。

今回の町長選挙におきましては、議員がおっしゃるように、投票率が40.66%と、町の行政運営のかじ取り役を選ぶ町長選挙といたしましては、残念な結果でございました。しかしながら、私は、今回の選挙を通じて、町政にかける思いを町民の皆様にお伝えしてまいりました。その結果、町民の皆様の温かい御支援をいただき、引き続き3期目の町政運営を担わせていただくこととなったと考えております。

私は、3期目の町政運営に当たり、これまでに取り組んでまいりましたさまざまな施策はもとより、選挙を通じて町民の皆様にお約束をいたしました政策の実現に向けて、精いっぱい努力してまいります。

3期目に課せられた使命と責任の大きさを厳粛に受けとめ、町民の皆様から信託に応えるため、新しい公共の実現をまちづくりの基本理念といたしまして、持続可能な篠栗町の個性の創造をすることとともに、愛する篠栗町の魅力を次の世代に引き継ぐことのできるように、町政運営に全力を尽くす決意でございます。

国では今、衆議院議員総選挙が行われており、既成政党に加え新興の第三局の政党が乱立する中で選挙線が繰り広げられております。今後、どのような政権が誕生するかわかりませんが、大震災からの復興、高齢者福祉対策、デフレ脱却、毅然とした対応による外交交渉における国の立場の明確な発信など、国の総力を挙げて取り組まなければならない課題が山積しております。それらの問題が慎重に審議され、解決されるためには、安定した政権の誕生が望まれるところでございます。そうした政権のもと安定的に地方分権が進み、市町村がそれぞれの立場で個性を発揮する姿こそ望ましい国・地方のあり方であろうと考えております。

地方自治体を取り巻く諸情勢は厳しい状況にございますが、これまで以上に、国の進める地方分権の取り組みにおくれをとることのないよう、町民の皆様へ最新情報を発信するとともに、対話を続け、議会との連携を図りながら、自治の理念に基づく新しい公共の実現に向けて、これまで以上に町職員とともに全力を挙げて取り組んでまいりたい決意でございますので、町民の皆様や議会議員の皆様の一層の御支援と御協力を心からお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 7 番、大楠英志議員。

○5 番（大楠英志君） 議席番号 5 番、大楠英志でございます。

「篠栗町の個性の創造」「とかいなかささぐりをめざして」、博多駅、福岡空港から 20 分と、交通の便利のよさと三方を山々に囲まれた豊かな自然環境、篠栗町のすばらしい環境を生かした政策で新しい個性を創造します。これから目指す都会と田舎の融合を「とかいなかをめざして」という言葉で表現しました。

これは、今回行われました篠栗町長選挙で三浦町長が後援会活動の一環として、篠栗町、その他の所で配布された資料 No. 2、No. 3 から抜粋したものでございます。このほかにも災害に強いまちづくり、子育て支援、お年寄りとともに進める健康第一の福祉政策等々、多くのことを提言されていましたが、私はこの中から、都会、田舎の政策から、それぞれ一つずつを質問いたします。

まず最初に、駅前自由通路建設で利便性の向上についてをお尋ねいたします。

この件につきましては、先ほど荒牧議員のほうから質問がございました。重複する部分もあると思いますが、質問の角度も違うと思いますので、予定どおり質問をさせていただきます。

1 番目に南北自由通路の建設、②クリエイト篠栗、立体駐車場 2 階との接続、③駅の南北にエレベーターの設置、④駅北側にロータリーを設置して車の寄りつきをよくする、以上 4 項目は配付資料に掲載されていたものです。これについては町民の関心度は非常に高いものがあると思われまふ。もう少し詳しく概要の説明を求めたいと思います。

並びに、以下の 3 項目を尋ねます。

5 番目として、先ほども答弁の中にあっておりましたが、着工年度及びいつごろ竣工をするのかということでございます。

6 番目、自由通路はどのような構造を考えてありますか、⑦建設に要する費用の

総額、また国・県等の補助金のめどはありますでしょうか。

次に、2番目として、田舎の政策でございますが、山間地域の住環境整備についてお尋ねいたします。

萩尾、城戸、山手、山王、若杉、これは本村でございますが、篠栗町に占める人口は1,073人、これは全人口の3.39%、世帯数は401世帯3.25%、しかし面積は22平方キロメートル、これは56.5%と、半分以上です。山間地域では一部を除き、①上水道が整備されていない、②公共下水道の整備区域外である、③光ファイバーなどの整備がおくれている、こうした山間地域の住環境整備が急がれます。この文面も配付資料No.6に掲載された配付資料からのものがございます。

山間地域の方々は、このような山間地の問題に正面から政策として取り組んでいただくことは、今までになかったことと大変喜んであるわけでございます。3項目、どれをとりますとも重要な課題でございますが、とりわけ生活に欠かせない飲み水の安定供給が急がれると考えております。この3項目につきまして、山間地域の住民の皆様に、いま少し踏み込んだメッセージを三浦町長から届けていただきたいと思います。願うわけでございます。

山間地域の方は、ぜひ町長の構想や考え方を聞きたい、また地域の実情も直接聞いていただきたいとの要望もございます。この要望に応じていただきたいと思います。存じますが、町長の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、大楠議員の御質問にお答えいたします。

まず、自由通路建設に関する御質問でございますが、これまでの懸案でございました駅南北のアクセスの悪さを解消し、篠栗駅、役場、クリエイト篠栗、オアシス篠栗、立体駐車場をバリアフリーな自由通路で結ぼうというものでございます。

概要につきましては、先ほどの荒牧議員の御質問に対する答弁で、ほぼお答えしたことになるのではないかと考えております。ただ、今、御質問の後半の部分の着工年月日、竣工年度、自由通路はどのような構造か、建設費の総額はというような質問につきましては、年明けから着手予定の基本計画は策定できていない現段階においては、まだ未定であることから、その概要をお伝えすることはできません。当該基本計画の策定が完了いたしましたら、議会にも状況をお知らせしていきたいと

考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2項目目の御質問、山間地域の住環境整備について、お答えいたします。

山間地域の住環境整備につきましては、私の3期目の重点施策の一つとして考えております。

篠栗町は7割の山に三方を囲まれたすばらしい自然環境を持った町であります。これまでも県の補助金による荒廃森林再生事業や積極的な林道建設を通して、さまざまな森林環境改善策をとってまいりました。しかしながら、そうした環境整備にお金をかけましても、山間地域に心が通っていないと、山は荒れていきます。つまり山間地域で生活を営んでいる方々は、現在は我慢しても、次の世代の人たちが里におりるようなことを始めたら、山間地域の過疎化が進み、荒廃した山々だけが残るという状況になりかねません。森林セラピー基地、新四国八十八ヶ所霊場を初めとする豊かな森林に抱かれた本町の観光資源の恩恵を私たちが享受できるのは、今日まで、生活基盤の整備がおくれる不便な中で、山間地域に生活されてきた方々の地域に対する愛着があったからではないかと思っております。

御質問の生活用水の安定供給についてであります。昨年、御質問いただき、本年2月、城戸、山手、山王、萩尾、若杉の各区内の上水道の給水区域外にお住まいの世帯を対象に、区長様へお願ひをして調査を行いましたところ、270世帯中76%、204世帯から回答をいただきました。このうち井戸、山水を水源とされている世帯で41世帯が水量の不足に悩まされてあります。また、5世帯が水質の悪化により、日々の生活用水の確保に苦労していらっしゃるという結果が出ております。

山間地域にお住まいの皆様は給水区域内と同様に上水道を供給したいとの思いはありますが、家屋間の距離がかなりあることから、配水管の布設や配水池の整備等を考えますと、給水区域と同様の施設の整備は困難であると考えております。したがって、他の自治体が行っているような一定の地域ごとの小規模な給水施設の整備をし、費用の一部を御負担いただくなど、先進自治体の施策を参考にして考えていきたいと思っております。

また、本議会の閉会后、関係課の課長とともに、地域の実情を直接聞く機会を持って、25年度の予算編成にも反映できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 1番の駅の自由通路でございますが、私、町長の個人演説会で、構造については、できれば地元の間伐材等、地元の木材を使って、そういう親しまれるような自由通路をつくりたいというようなことを言っておられた記憶がありますが、そういうところでも少し聞かれたなど。というのは、やはりこの自由通路は長年の懸案事項でありますし、先ほど言いましたように、物すごく関心が高いので、次年度の予算の中でというようなことでしたが、もう少し何か町民の方に発信できるものがあればと思っております。

それから、2番目の生活環境整備でございますが、大変ありがたい答弁をいただいております。実際、私も山間部の方に聞いておりますと、夏場には、本当に浄化槽の水を流す水もないというような、そういう事態に陥るといことでありますし、何も大規模なことをしてくれというような、そういう要望は聞いた記憶がございません。今の状態だと、自分の子どもたちに、こういう状況だと嫁に来てもらえんという切実な問題を抱えておられます。それで、何とかこういうことを、ありがたいことを言っておられる三浦町長でございますので、皆さん方、話を一緒に聞いて、我々もこの山間部の実情を聞いていただきたいと。

といいますのは、近年、鳥獣関係の被害で山水、そういう飲み水が汚染されて、大変困ってあるわけでございます。それで一日も早い実現をお願いしたいということでございましたので、その辺もぜひよろしく願いしたいと思っておりますし、最後に、いただきました担当課長と一緒に、そういう話し合いの場に出席するという確約をいただいたという認識でよろしいでしょうか。もう一度確約をお願いしたいと思っております。

以上で、再質問を終わります。

○議長（今泉正敏君） 町長、よろしいですか。

1問目は、6の構造に少し触れてもらいたいという要望と今の確認の部分だと思います。

○町長（三浦 正君） 構造につきましては、確かに私は、選挙期間中の個人演説会の際に、私ども、ちょうど伐期適齢期の町有林の中に、ヒノキあるいはスギ等がございまして、これは今、切っておかないと、山の重さがどんどんどんどん重くなるというようなこともありますんで、ぜひとも伐採しようというような町有林の木がございまして、そういうものを有効に使っていけたらというふうな思いをお伝えしたところでございます。

とにかく、まず年明けて大枠の補正予算の御承認をいただいたら、この構造もふくめていろんな絵をかいて、皆様方にもこの自由通路のビジョンを具体的な形でお伝えしていければというふうに思っております。

2番目のもう一度ということですが、間違いございませんので、必ず担当課長と一緒に、それぞれの区の区長さん、あるいは関係の方々としっかり膝詰めでいろいろ話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） 今の部分は、この場では公式なことになりますので、木製ということを確認されておりましたが、そのことはまだ確約はできないということのほうがいいんじゃないですかね。

○5番（大楠英志君） わかりました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の日程が全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

散会 午前11時55分

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月14日(追加議案)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	吉 村 英 治
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。本日は全員出席で、会議は成立いたします。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の撤回請求についてと追加議案1件が提出されましたので、本日の議題といたします。

日程第1、議案の撤回請求についてを議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、撤回の理由を御説明いたします。

平成24年12月13日に開催されました総務建設委員会におきまして、議案第55号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、当該駐車場の使用料を精算する方法として、非接触型ICカードによる精算を追加することにより、駐車場利用者の利便性の向上を図るとともに、一部使用料を見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正すべく提案しておりました。

そのうち使用料に係る部分について、これまで3時間まで無料としていましたが、本議案では、使用料を100円徴収することに変更いたしました。このことにつきまして、周辺の公共施設の利用や近隣の商工関係施設への影響等に支障があるのではとの意見が大勢であったことから、削除し修正すべきと判断し、議案の撤回をするものでございます。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案の撤回請求については、許可することに決定しました。

日程第2、議案の上程をいたします。

本日、町長から提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第61号の1議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいま第55議案の撤回につきまして御承認いただき、まことにありがとうございました。

それでは、改めまして、議案第61号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

当該駐車場の使用料を精算する方法として、非接触型ICカードによる精算を追加することにより、駐車場利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、駐車料金は従来どおりでございます。

以上、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第3、議案の委員会付託についてを議題といたします。

本日上程されました議案第61号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、そのとおり付託することに決定しました。

それでは、これをもちまして本会議を散会といたします。

これより、直ちに総務建設委員会を開催いたします。

予算審査は、総務建設委員会終了後に行います。

散会 午前10時05分

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月17日(採決)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤和 義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤佳 光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
産業観光課長	三明 祐治	建設課長	藤博 文
上下水道課長	安河内 正邦	学校教育課長	松田 秀幹
社会教育課長	阿部 正博		

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、宮石栗の子保育園長が欠席しております。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、議員発議が3件提出されましたので、本日の議題といたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告いたします。

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）

〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ767万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,661万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、衆議院議員総選挙費767万8,000円を追加補正するものです。

歳入につきましては、県支出金において、衆議院議員総選挙委託金 7 6 7 万 8, 0 0 0 円を追加補正するものです。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 4 7 号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 4 8 号、篠栗町都市公園条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 4 8 号

篠栗町都市公園条例の制定について

本議案は、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が設置する公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

都市公園法第 1 8 条において、「この法律及びこの法律に基づく政令に特別の定めがあるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定める。」と規定しています。加えて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）」

(第2次一括法)による都市公園法第3条第1項、同法第4条第1項の改正により、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を、主務省令で定める基準を参酌し定めることとされています。

条例案では、町が設置する都市公園の設置及び管理に関する内容が示されており、特に都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関しては、国の基準を参酌したところ、今後の新設、増設または改築していく上での基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による都市公園法の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第49条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査の中で、第7条中、それぞれの居住範囲を示した「街区内」「近隣に居住」「徒歩圏域内」の文言について、具体的な数値の質疑がありました。執行部からは、都市計画マスタープランに示す基準に沿ったものであり、それぞれ「250メートル以内」「500メートル以内」「1キロメートル以内」であるとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

終わります。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告とおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第49号、篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君）

議案第49号

篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第13条第1項が改正され、都市公園を管理する中で、特定公園施設を設ける場合は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準に適合させなければならないとされ、その基準は、同条第2項の規定により、主務省令で定める基準を参酌して定めることとされています。

条例案では、国の基準を参酌したところ、高齢者、障害者等の移動等のために配慮されるべき公園施設のバリアフリーのあり方が示されており、今後、特定公園施設を新設、増設または改築していく上での基準として適切であると判断して、全ての参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第72条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成25年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号、篠栗町下水道法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第50号

篠栗町下水道法施行条例の制定について

本議案は、従来は下水道法施行令等で定められていたものが、公共下水道管理者及び都市下水路管理者である地方公共団体は、公共下水道の構造の技術上の基準などの三つの基準を条例で定めることになったことに伴い、本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

条例の内容としては、「公共下水道の構造の技術上の基準」及び「都市下水路の構造の技術上の基準」について、下水を支障なく流下させるための基準、また、人、車などに対する安全対策を講じることなどを定めております。

また、「都市下水路の維持管理の技術上の基準」では、都市下水路の排水を確保するためのしゅんせつなどの回数について定めております。

なお、この条例の制定に当たり、これらの技術上の基準は政令で定める基準を参酌して定められており、独自の基準は設けられておりません。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

審査の中で、「第8条中、（1）の『下水の排除に支障がない部分』とはどうい

うところを指しているのか」という質疑に対し、執行部から「都市下水路の中の土砂やがれき等がたまらず、水がスムーズに流れているところを指し、目視で水が流れていることを確認できれば、年1回以上のしゅんせつを行わなくてもよい」との説明を受けました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号、篠栗町水道法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第51号

篠栗町水道法施行条例の制定について

本議案は、従来は水道法施行令等で定められていたものが、公営水道事業の場合には、地方公共団体の条例で定めることになったことに伴い、本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

条例の内容としては、まず、「布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事」については、上水道の主要施設の新設、増設、更新などの工事を定めております。

次に、主要施設の新設などの工事監督を行う「布設工事監督者の資格」及び水道

施設において水質などの技術的管理を行う「水道技術管理者の資格」について、それぞれの学歴、経験年数などの資格要件を定めております。

なお、この条例の制定に当たり、「布設工事監督者の資格」及び「水道技術管理者の資格」は、政令で定める資格を参酌して定められており、独自の基準は設けられておりません。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号、篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第52号

篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定につ

いて

本議案は、第1次地域主権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により、公営住宅法のうち公営住宅の入居資格、整備基準及び入居収入基準の3項目が平成24年4月1日から改正されたことに伴い、当該条例の全部の改正について議会の議決を求められたもの

であります。

この法改正のうち入居資格については、平成24年3月議会において既に篠栗町町営住宅管理条例の一部改正を行っておるところですが、整備基準及び入居収入基準については、法の施行日（平成24年4月1日）から1年間は経過措置期間があったため、さきの3月議会では改正せず、今回改正するものです。

整備基準については、改正前の公営住宅法第5条では、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。」とされていましたが、改正後の公営住宅法第5条では、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い行わなければならない。」というようになり、条例委任されたため、今回の篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例に新たに整備基準を明記するものです。

次に、入居収入基準についてですが、公営住宅に入居するためには収入の基準があり、それが入居資格の一つとなっており、改正前の公営住宅法第23条及び公営住宅法施行令第6条では、政令により裁量階層世帯、いわゆる高齢者、障害者世帯については、月額所得21万4,000円以下と一律に規定されていましたが、改正後の公営住宅法第23条及び公営住宅法施行令第6条では、政令で定める金額25万円9,000円以下で、事業主体が条例で定める金額ということになっており、また、本来階層世帯、いわゆる一般世帯についても、改正前は月額所得15万8,000円以下と一律に規定されていましたが、改正後は政令で定める金額15万8,000円以下で、事業主体が条例で定める金額ということになり、条例委任されたため、今回改正するものです。

今回の法改正の趣旨は、金額を改正すること自体が目的ではなく、その判断を地方に委ねるといったものです。

したがって、真に町営住宅が必要な世帯に優先的に住宅を提供するために、本来階層、裁量階層ともに入居収入基準は現行の15万8,000円、21万4,000円を維持するものです。

その他の改正については、文面、字句等の見直しによるものです。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

委員会では、今後の町営住宅の運営の仕方について意見が出されました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります

- 議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 12番、荒牧泰範議員。
- 12番（荒牧泰範君） 耳で聞いていたんでよくわからなかったんです。要するに、1年間の猶予期間を経てということでした。1年間の猶予期間は、25年4月1日で1年間に入るんですかね。
言っている意味わかりますか。
- 議長（今泉正敏君） 議長も意図がわかりませんでした。
- 12番（荒牧泰範君） 23年の法施行で1年間の猶予というと、24年度中にやっておかなくていいのかなという意味でお尋ねしたんです。3月31日までに、施行を。
- 議長（今泉正敏君） 委員会でその部分が何か審議されたかどうか、委員長はどうでしょうか、委員長報告に対する質疑ですので。
- 文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） そういうのはありませんでした。
- 議長（今泉正敏君） せっかくですので、担当課長、今の質疑に対して何か説明ができますか。
福祉環境課長。
- 福祉環境課長（小南満代君） 法の施行日が24年4月1日でございます、1年間は経過措置期間がございます。その分を二つの整備基準と入居収入基準を今回、条例改正させていただきまして、施行日は25年4月1日からという形となっております。
- 議長（今泉正敏君） 荒牧議員、先ほど議員は23年って言われたでしょう。ことしの4月1日で、それから1年の経過措置というふうに書いてあるそうです。
- 12番（荒牧泰範君） 後で調べてもらって、1年というと4月1日からだと3月31日までに施行せないかんというのがふつうのとり方だろうと思うんで、これは間に合っておるのかなと思っただけです、問題なければいいです。先へ進めてください。
- 議長（今泉正敏君） 課長が再度説明されるそうです。
- 福祉環境課長（小南満代君） 法の施行が4月1日でございますので、それから1年という形でございます。
- 議長（今泉正敏君） 1年はとれるという判断だそうです。
よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第53号、篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第53号

篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うことについて議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、

1. 防災会議の所掌事務に、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、それに関し町長に意見を述べること」を追加するもの
2. 委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者」を追加するものです。

審査の中で、「防災会議が町長の諮問機関であれば、町長に言われて審議するのは当然ではないか」との質疑に対し、執行部からは、「この条例は、災害が起きたときにその情報を収集するという文言がメインにあったため、平時の備えについての計画の協議がうたわれていませんでした。そのため、常日ごろからそういう諮問をして協議しなさいということを加えるようになっていきます。また、改正前には、諮問という表現はありませんでした」と説明がっております。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第54号、篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第54号

篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うことについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、同法の規定を引用している引用条項の変更等であり、内容に関する変更はありません。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号、福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第9の議案第56号から日程第11の議案第58号までの3議案は、関連議案でございます。

よって、会議規則第37条の規定により一括議題とし、3議案一括して委員長の報告を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号から議案第58号までの3議案を一括議題といたします。

3議案ともに総務建設委員会に付託しておりましたので、3議案一括して委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 報告します。

総務建設常任委員会 議案第56、57、58号

それでは、一括して報告いたします。

3議案は、いずれも福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う諸手続に係るものでございます。

議案第56号

福岡県市町村災害共済基金組合格約の変更について

本議案は、当該組合の解散に伴う事務の承継について、組合規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

変更の内容は、福津市がその解散に伴う事務を承継するものです。

なお、この規約の施行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可の日からとなっています。

議案第57号

福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

本議案は、当該組合において、災害に関する費用に充てるため、県内市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

議案第58号

福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

本議案は、当該組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

財産の処分としては、

1. 組合構成市町村に帰属させる財産として
 - (1) 普通納付金
 - (2) 任意納付金
2. 福岡県自治振興組合に帰属させる財産は
福岡県公営協議収入金均てん化基金

となっております。

以上3議案について、当委員会において慎重審査の上、採決の結果、3議案全て、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいま委員長の報告に対し、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

初めに、議案第56号、福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題といたします。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第58号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第59号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告いたします。

議案第59号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5億9,887万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,548万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費において、立体駐車場機器リース料30万円を追加補正し、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う還付金5億6,492万5,000円を基金に積み立てるものであります。

民生費においても、後期高齢者負担金の額が確定したため、1,006万3,000円、土木費において、道路橋梁費の中町津波黒線測量委託料230万円、一の瀧線調査委託料170万円をそれぞれ追加補正し、一の瀧線の工事請負費を河川の護岸工事終了後に延期するため、1,200万円を減額補正するものです。

教育費において、横穴墓遺跡測量調査委託料47万7,000円を追加補正、公債費において、起債の元金及び利子の償還金を2,924万4,000円追加補正、その他、人事異動等に伴う人件費186万2,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金において、減収補てん特例交付金425万6,000円、財産収入において、福岡県市町村災害共済基金組合還付金5億6,492万5,000円をそれぞれ追加補正し、土地売却収入を2,261万6,000円減額補正するものです。

寄附金において50万円、諸収入において、社会教育課雑入47万7,000円をそれぞれ追加補正、その他、歳出との整合性を図るため、普通交付税を5,132万9,000円追加補正したものであります。

継続費では、町有林保全事業について、平成25年度から平成29年度まで、総額9,852万円が設定されております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第60号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

阿部委員長。

○予算審査特別委員会委員長（阿部寛治君） 報告します。

議案第60号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）について

本議案は、既決の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億3,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,854万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公債費の元金は、新規地方債の元金償還の措置期間を置かなかつたため、537万4,000円を増額、利子では新規の地方債の利率が当初見込みを下回つたため、291万1,000円を減額するものであります。

また、諸支出金の基金費は、福岡県から返還される流域下水道維持管理負担金返還金の一部を将来の下水道事業の運営資金として1億3,390万3,000円を下水道事業基金へ積み立てるものであります。

歳入の主なものは、諸収入は、流域下水道維持管理負担金返還金1億6,096万円の増額。また町債は、下水道事業債特別措置分160万円、資本費平準化債2,300万円、それぞれ減額であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第61号

篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本議案は、立体駐車場の使用料精算方法について、非接触型ICカードによる精算を追加することにより、利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部改正を行うものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、使用料の1割以内を割り引きした額をもって発行していたプリペイドカードを廃止して、新たに非接触型ICカードを導入し、駐車場の入出庫の際に、ICカードを利用して使用料を精算することができるように条例を改正するものです。

なお、利用できるICカードは、JR九州ICカード「SUGOCA」及びSUGOCAと相互利用が可能な非接触型ICカードとなっています。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

なお、経過措置として、改正後の篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に開始した駐車場の利用について適用し、同日前に開始した駐車場の利用については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、選挙案第2号、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙案第2号を事務局長に朗読させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君） 朗読いたします。

選挙案第2号

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名の選挙を求める。

平成24年12月10日提出

篠栗町議会議長 今泉正敏

（提案理由）

組合議会議員 三浦 正氏の任期満了によるためでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議長から指名をいたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました三浦 正氏を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました三浦 正氏が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

それでは、ただいま当選されました篠栗町選出の広域連合議会議員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

住 所 糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地

氏 名 三浦 正

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

ただいま福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました三浦 正氏が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第16、発議第2号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、発議第 3 号、篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、発議第 4 号、篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、提出者 松田國守議員に説明を求めます。

○8 番(松田國守君)

発議第 4 号

篠栗町議会議長 今泉正敏 殿

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 112 条及び篠栗町議会会議規則(昭和 39 年議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 24 年 12 月 17 日

提出者

篠栗町議会議員 松田國守

賛成者

篠栗町議会議員

以下のとおりです。省きます。

(提案理由)

携帯電話などが円滑に使用できる通信環境を整備することは、本町の当面している重要かつ喫緊の問題である。現行条例は、携帯電話中継基地局の設置などの管理運営を定め、町民の良好な生活環境の実現に資することを目的に制定された。

しかし、制定から 6 年が経過した現在、現行条例では携帯電話中継基地局の設置が進まず、本町だけが携帯電話などの使用が困難な地域になるおそれが生じている。山間地域の一部では事故等の非常時に連絡手段がなく、当地域の行政区長から、携

帯電話中継基地局設置を求める陳情書の提出があった。今後、街部においても良好な通信環境が阻害され、携帯電話などの使用に支障を来すおそれがある。

また、通信事業者３者に寄せられた本町の通話不良の苦情は、年間１００件に及んでいる。

本年１０月１７日、宮崎県延岡市の住民が、通信事業者を相手に基地局の運転停止を求めた訴訟の判決では、電磁波による健康被害が証明されたことは認められないとして、原告の請求を棄却した。

これらの現状を勘案し、議会において条例の一部改正等を検討してきたが、今後、携帯電話等の円滑な使用環境の整備と町民の良好な生活環境の実現のために、執行部において指導要綱を早急に制定されることを要望し、本条例の廃止を行うものである。

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する 条例

篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例（平成１８年条例第３１号）は、廃止する。

（附則）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいま説明が終わりました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、発議第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第１９、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成24年第4回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御討議、まことにありがとうございました。上程いたしました14議案全てを可決いただきましたことに感謝いたします。

本定例会の中で撤回を御承認いただきました議案第55号につきましては、執行部といたしましても、篠栗町自動車駐車場設備の初期投資の費用対効果、あるいは利用者による一定の負担の必要性等を十分に検討を重ねて、これまでの駐車時間3時間以内の駐車料無料の取り扱いを廃止し、100円を徴収することを提案に盛り込んでおりました。

所管委員会で、委員の皆様の町民目線でのさまざまな御意見を多くいただく中で、料金の改定については時期尚早であるとの判断から、同議案を撤回し、非接触型ICカードの利用に関する規定を追加する議案として、追加議案第61号を提案いた

しました。

今回の本議案に関する一連の議会審議こそ、町民が求める篠栗町民のための町執行部と議会のあるべき姿であろうと感じております。今後は、執行部といたしましても慎重に検討を重ねて、できるだけ議会に御理解と賛同をいただける提案を心がけてまいりますので、慎重審議方、よろしく願いいたします。

また、先ほど議員発議第4号において、「篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃する条例の制定について」が可決されました。今後は、議会からの御要望であります「携帯電話等の円滑な使用環境の整備と町民の良好な生活環境実現のための指導要綱の制定」を急ぐこととお約束いたします。

さて、けさ未明までに、第46回衆議院総選挙の結果も出そろいました。国の新しい方向性が明らかになろうとしております。私ども地方自治体として望むところは、何よりも国の安定した政権運営とそれによる地方へのぶれない政策の継続であります。その下支えがあって初めて、直接、住民の皆様と接する基礎的自治体である市町村は、行政運営の継続性が可能となるわけであります。新政権による今後の安定した国政のかじ取りに期待いたします。

開会挨拶でも述べましたが、3期目に掲げました項目を4年の任期の中で一つ一つ取り組み、「新しい篠栗町の個性の創造」を実現してまいりたいと考えております。早速準備に入りますが、まず平成25年第1回定例会におきまして、25年度当初予算に一部を反映させながら御審議いただくことになると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

地方分権がさらに進展する中、これからますます篠栗町の個性を背伸びせずに着実に発揮していくことこそ、これからの地方自治体としての目指すべき姿であろうと思っております。

職員全員、一致団結して、我が町篠栗町のために汗をかき、「新しい公共」のあるべき姿に向かって努力してまいる所存でございます。議会の皆様におかれましては、さらなる御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう御祈念申し上げまして、平成24年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

ことし1年、どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 56 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

横山 久義
